

福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年11月16日福岡市条例112号。）及び社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定に基づき本市が行う社会福祉法人に対する助成のうち民間社会福祉施設運営費等にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、この要綱に規定するもののほか、補助金の取扱いについては、福岡市補助金交付規則による。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、社会福祉法人（福岡市社会福祉事業団を除く。）が経営する本市所在の障がい児入所施設及び児童発達支援センターで、市長が認めるものとする。ただし、当該施設において、前年度末支払資金残高が前年度事業収入（児童福祉事業収入及び障がい福祉サービス等事業収入。旧会計基準では、措置費収入及び自立支援費等収入）の30%以下であり、かつ「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守され法人及び施設運営が適正に行われている場合に限る。

(補助の基準)

第3条 補助の基準は、予算の範囲内で、別表の（1）、（2）、（3）、（4）、（5）及び（6）を合算したものとする。ただし、（6）については障がい児入所施設に限る。

(補助の対象期間)

第4条 補助の対象期間は、当該年度の4月1日（年度中途からの開設については開設日）から翌3月31日までとする。

(補助金の交付の申請時期)

第5条 補助金の交付にかかる申請書類の提出は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに行わなければならない。但し、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助金の使途)

第6条 補助金の交付決定及び交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付を受けた補助金を安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによるセンター機能強化や地域住民への啓発活動、入所者等の処遇の向上

及び施設職員の待遇改善を図るための資金にあてなければならない。

(帳簿等の備え付け)

第7条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(補助の取消等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一つに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を第6条に規定する用途以外に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき

(暴力団の排除)

第10条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(執行の細目)

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別 表

(1) 施設均等割額

1 施設当たり 749 千円

(2) 入所（通所）者数比例割額

1,620 円 × 入所（通所）者数 で算出した額

入所（通所）者数は、前年度における各月初日の本市からの入所（通所）人員の平均値とし、小数点以下に端数が生じた場合は切り上げる。

(3) 職員数比例割額

63,900 円 × 職員数 で算出した額

職員数は、次の表に規定する職種別員数の合計をいい、小数点以下に端数が生じた場合は職種毎に切り上げる。

福祉型障がい児入所施設

職種別	員数
施設長	1 人。ただし、専任の場合に限る。
事務員	1 人。
児童発達支援管理責任者	1 人。
児童指導員 保育士	定員 4.3 人につき 1 人。 この数を超え配置した場合、1 人加算する。
栄養士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
調理員	4 人。ただし、この数に満たない配置の場合は実数とし、調理業務全部委託の場合は計上しない。

医療型障がい児入所施設

職種別	員数
施設長	1 人。ただし、専任の場合に限る。
事務員	1 人。
児童発達支援管理責任者	1 人。
児童指導員 保育士	(1) 主として自閉症児を入所させる施設 定員 6.7 人につき 1 人。 この数を超え配置した場合、1 人加算する。 (2) 主として肢体不自由児を入所させる施設 乳幼児の定員 10 人につき 1 人及び少年の定員 20 人につき 1 人の合計 この数を超え配置した場合、1 人加算する。
心理指導担当職員	1 人。
理学療法士 作業療法士	1 人。

児童発達支援センター

職種別	員数
管理者	1人。ただし、専任の場合に限る。
事務員	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。
児童指導員 保育士 (機能訓練担当職員)	定員4人につき1人。 この数を超え配置した場合、1人加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
調理員	2人。ただし、この数に満たない配置の場合は実数とし、調理業務全部委託の場合は計上しない。

- (4) 病原性大腸菌 O-157 対策に係る検便経費補助
 検便に係る直接経費のうち、400円を控除した額(900円を限度とする。) × 12月分 × 職員のうち調理員、栄養士の人数で算出した額
 ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

- (5) 臨時職員雇用経費
 下記により算出した額

対象経費	基準額	補助額
施設の臨時職員を雇用するために必要な経費	こども未来局長が別途定める賃金の額 × ・入所施設にあつては、当該年度の年間日数 ・通所施設にあつては、当該年度の年間日数から、土・日・祝日及び12月29日～1月3日までの実日数を控除した日数	施設が臨時職員を雇用した延べ日数 × こども未来局長が別途定める賃金の額を限度として施設が支払った賃金の単価 ただし、基準額を限度とし、10円未満の端数は切り捨てる。

- (6) 第三者評価経費補助
 評価経費 × 1/2 で算出した額
 ただし、算出した額は134,000円を限度とする。

福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱細目

- 1 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という）第3条別表（1）及び（2）によって算出した額は、次の経費に充当するものとし、それ以外の経費には充当できない。
 - ① 研修費
施設職員の知識技能の向上を図るための研修費用
 - ② 期末手当及び勤勉手当
施設職員の期末手当・勤勉手当
 - ③ 行事用給食費
施設内行事等において、入所者等の日常の給食材料に加配する費用
 - ④ 社会福祉施設職員等退職手当共済掛金
施設職員の退職手当共済にかかる掛金の負担軽減を図るための費用
 - ⑤ 施設管理運営費
施設の管理運営のための費用
 - ⑥ 健康診断
施設の保育士、調理員及びこれに準ずる職員の腰痛検査等の費用
- 2 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という）第3条別表（3）によって算出した額は、次の経費に充当するものとし、それ以外の経費には充当できない。
 - ① 啓発活動費
地域住民等への啓発を図るための費用
- 3 要綱第3条別表（1）から（4）は、年度中途の開設の場合、月割りで算出する。ただし、（3）については開設以後の月数に1加算して差し支えない。
- 4 要綱第3条別表（2）の入所者数は、新設等で前年度の入所者数の平均値が算出できない場合、申請月初日時点の本市からの入所（通所）者数とする。
- 4 要綱第3条別表（4）によって算出した額は、病原性大腸菌 O-157 対策にかかる検便経費に充当することとし、それ以外の経費には充当できない。
- 5 要綱第3条別表（5）によって算出した額は、施設の臨時職員の雇用経費に充当するものとし、それ以外の経費には充当できない。臨時職員は、児童福祉法の人員基準を超えて配置する児童指導員又は保育士とする。

- 6 要綱第3条別表（5）における「こども未来局長が別途定める賃金」は、日額6,736円とする。交通機関を利用する者を雇用し且つ施設が交通費を負担する場合は、通勤に要する運賃相当額（日額800円を限度）を日額に加算することができる。

- 7 要綱第3条別表（6）によって算出した額は、施設の第三者評価を受けるための経費に充当するものとし、それ以外の経費には充当できない。